

労働者数50人未満の

健康管理のサポートに
保健師を活用してみませんか？

～事業場の事業者・労働者の皆さまへ～

健康相談&保健指導

例えば

- 健康診断に基づく二次検査や、治療のための
受診勧奨・保健指導
- 長時間労働者（※）に対する健康相談
- 健康に関するミニ講話
- 治療と仕事の両立についての個別調整や社内研修
- 心や身体の健康について個別に話してみたい
など

職場巡視&アドバイス

安心
安全

職場の環境を見直して、安全に安心して
働ける環境づくりを目指しませんか？

保健師が**無料**で
訪問します！

体調で気になること
聞いてみたいな…



最近、残業時間
が多いなあ…



※長時間労働者への面談は、時間外労働80時間未満の方を対象とします。医師の面接ではありません。

体調面で不安のある方や、日々の健康管理にご心配のある方のお話を伺い、改善できることを一緒に考えアドバイスをを行います。

※時間外労働80時間を超える方への対応につきましては徳山地域産業保健センターのコーディネーターへの連絡をお勧めします。

【労働安全衛生法 第66条の7第1項】

事業者は、労働者の自主的な健康管理を促進するため、一般健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対して、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。

お問合せ・申込み先

独立行政法人 労働者健康安全機構 山口産業保健総合支援センター

徳山地域窓口（徳山地域産業保健センター）

〒745-8510 周南市東山町6-28 徳山医師会内

電話 0834-32-7950 FAX 0834-31-1623

健康相談・保健指導等 利用申込書

徳山地域窓口（徳山地域産業保健センター）宛

FAX : 0834-31-1623

申込日 年 月 日

事業場	事業場名	
	所在地	〒
	労働者数	(男: 人) (女: 人) (計: 人)
	事業内容	
	担当者	氏名: 職名:
	連絡先	電話: FAX:
支援内容 (希望するものに☑)	<input type="checkbox"/> 健康相談&保健指導 (受診勧奨、長時間(80時間未満)労働者の面談指導、生活習慣改善のアドバイス等) <input type="checkbox"/> 職場巡視&職場環境改善	
希望日時	第一希望 月 日 (午前 or 午後) 第二希望 月 日 (午前 or 午後) 第三希望 月 日 (午前 or 午後)	
その他連絡事項等		

※ご利用は、原則、**無料**です。

※保健指導・相談等の対応は、平日の9時~16時の間で、貴事業場で行います。

※支援内容により、保健師以外に、メンタルヘルス対策促進員、両立支援促進員、産業保健相談員を派遣することがあります。また、相談の内容によっては対応できない場合もございますのでご了承ください。

※本用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

平成31年1月1日より徳山地域窓口内に、山口産業保健総合支援センター所属の保健師を配置しました。

主として周南市及び近隣地域において、保健指導等を実施しています。

また、地域窓口（地域産業保健センター）では、労働者数50人未満の小規模事業場を支援する事業を行っています。

事業の詳細は、徳山地域窓口または山口産業保健総合支援センターへお気軽にお問合せください。

徳山地域窓口（徳山地域産業保健センター）

〒745-8510 周南市東山町6-28 徳山医師会内

電話 0834-32-7950 FAX 0834-31-1623

独立行政法人労働者健康安全機構 山口産業保健総合支援センター

〒753-0051 山口市旭通り2-9-19 山口建設ビル4F

電話 083-933-0105 FAX 083-933-0106

